

**個人住民税(町県民税)  
特別徴収実施のお願い  
給与支払者(雇い主)の  
皆さんへ**

高知県および県内各市町村では、平成22年度より個人住民税の特別徴収の完全実施に向けた取り組みを合同で推進しておりますので、事業主の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

特別徴収とは、給与支払者(雇い主)が、給与所得者(従業員)にかかっている町県民税を給与支払者が毎月の従業員の給与から天引きして、これを翌月の10日までに市町村に納める方法のことです。

原則として、所得税を源泉徴収している事業所など(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければなりません。

◆特別徴収のメリットは？  
従業員の方は…

●金融機関などに出向く手間が省けます

毎月給与から天引きされるので、納め忘れが無く、毎期ごとに金融機関などに行く必要はありません。

●1期あたりの負担が少なくなります

1年分の税額を12回に分けるので、普通徴収(年4回)と比べ、1回あたりの納付額が少なくて済みます。

●事業所は…

●所得税のように税額計算や年末調整の必要はありません(事務はとても簡単です)

通知書および納付書はすべて印字されたものをお送りしますので、事業所の方が作成する必要はありません。

また、特別徴収は確定した税額に対する事務なので、所得税の源泉徴収のように事業所の方が個々の毎月の収入や社会保険料などに応じて税額計算や年末調整をする必要はありません。

◆特別徴収の流れ

特別徴収義務者(給与支払者)

①給与支払者は、毎年1月31日までに役場に給与支払報告書を提出します。

※総括表や給与支払報告書へ特別徴収をする旨の記入をお願いします。これにより特別徴収となります。

役場

②提出された報告・申告など

により役場が税額計算します。

③税額決定し、給与支払者へ必要書類の送付(5月上旬頃に特別徴収税額の通知書など必要な書類を送付します。)

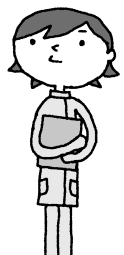
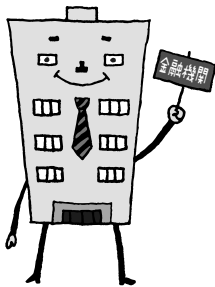
特別徴収義務者(給与支払者)

④給与支払者は特別徴収税額の通知書(納税義務者用)を個人ごとに切り離し、従業員の方に渡します。

特別徴収義務者(給与支払者)

⑤特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)に記載されている月割額を従業員の毎月の給料から天引きします。

⑥天引きしていただいた住民税を納入書で翌月10日までに最寄りの金融機関などに納入します。



納税義務者  
(給与所得者)

④納税義務者へ特別徴収税額の通知

⑤給与から税を天引き  
(6月～翌年5月まで)  
(毎月の給与支払日)



特別徴収義務者  
(給与支払者)

①給与支払報告書を提出  
(1月31日まで)

③特別徴収税額通知  
(5月31日まで)

⑥住民税を納入  
(翌月10日まで)



役場  
②税額を計算

【お問い合わせ】本庁 税務課 住民税係 ☎43-2816(直通) 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113(直通)

**野焼きは法律で禁止されています**

ごみを燃やすと悪臭や煙による近隣住民とのトラブルだけでなく、煙などにより人への健康被害を引き起こしてしまいます。

家庭や事業所から出たごみの、基準外焼却炉などを使用している焼却や野焼きは法律で禁止されています。

ごみは定められた処理方法で適正に処理しましょう。

**【罰則規定】**

5年以下の懲役、または100万円以下の罰金(またはこの併科)が課せられます。

◆家庭から出たごみや事業系一般廃棄物は？

家庭ごみは分別し黒潮町のごみ収集に出してください。事業系一般廃棄物は集積所には出さずに幡多クリーンセンターへ直接持ち込むか、黒潮町が許可した収集・運搬業者に委託し、責任を持って処理してください。

○お問い合わせ  
本庁 住民課 環境保全係  
☎43-2800(直通)